

# 遊休荒廃農地再生支援事業のご案内

村では遊休荒廃農地の解消を図るため、令和4年度より遊休荒廃農地の取得や借り受けて再活用する方などに対し予算の範囲内で下記のとおり補助金の交付をいたします。

★補助対象となる農地（以下①～③まで全ての要件を満たす農地となります。）

- ① 1年以上耕作されていない遊休荒廃農地。
- ② 作付けし、5年以上耕作を継続する予定のある農地。
- ③ 面積が10アール以上のまとまった農地。

★支援メニュー

村内の遊休荒廃農地を再生するために農地の取得又は農業用施設・機械を取得する場合。

補助対象経費	補助率（限度額）	回数
農地 （例：田、畑の購入費）	取得額の1/2（事業費限度額100万円）	1回限り
農業用施設・機械 （例：営農資機材、機械設備等の購入費）	取得額の1/2（事業費限度額50万円）	1回限り

村内の遊休荒廃農地を再生するために農業用機械等をリースする場合。

補助対象経費	補助率（限度額）	期間
機械等リース （例：農業用機械、重機等のリース費用）	リース料の1/3（限度額1.5万円/月）	最長2年間補助

★交付要件（次の要件を満たす方などで、⑤～⑧はいずれかに該当。）

- ① 村内に住所（住民登録）を有する方。（必須）
- ② 野沢温泉村農業委員会が定める下限面積以上の農地の所有権または利用権を有する方。（必須）
- ③ 2親等内の親族からの取得または賃借ではない方。（必須）
- ④ 村税等に滞納がない方。（必須）
- ⑤ 補助金受給後5年以上、村内で営農の継続が見込まれる方。
- ⑥ 人・農地プランに位置付けた中心経営体等となる方。
- ⑦ 認定農業者。
- ⑧ 新規就農者。



★その他

○補助金の申請にあたっては、本事業の対象となるか確認を取る必要がありますので必ず役場観光産業課農林係にて事前相談を受けてください。

○事前相談の結果、補助対象者の該当となりましたら必要な書類の用意をお願いするようになります。